

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年5月15日提出
【計算期間】	第1期（自 平成23年3月25日 至 平成24年2月17日）
【ファンド名】	H S B C ニューリーダーズ株式オープン
【発行者名】	H S B C 投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 松田 庄平
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番 1 号
【事務連絡者氏名】	村中 広司
【連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番 1 号
【電話番号】	代表（03）3548-5690
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、「H S B C ニューリーダーズ株式マザーファンド」*への投資を通じて、主にB R I C s 諸国およびB R I C s に続く新興国の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

* 以下、「マザーファンド」といいます。

以下、ブラジル連邦共和国を「ブラジル」、ロシア連邦を「ロシア」、インド共和国を「インド」、中華人民共和国を「中国」、インドネシア共和国を「インドネシア」、メキシコ合衆国を「メキシコ」、トルコ共和国を「トルコ」、南アフリカ共和国を「南アフリカ」といいます。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信 / 海外 / 株式」*に属します。

* 社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			〔属性区分〕				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型 追加型	国内	株式 債券	株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月)	グローバル (除く日本) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし
	海外 内外	不動産投信 その他資産 資産複合	不動産投信 その他資産(投資信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月) 日々 その他	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング		

（注）当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

〔商品分類〕

1) 単位型投信・追加型投信の区分

「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2) 投資対象地域による区分

「海外」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象資産による区分

「株式」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

〔属性区分〕

1) 投資対象資産による属性区分

「その他資産（投資信託証券（株式））」は、投資対象資産による区分がその他資産（投資信託証

券）で、親投資信託への投資を通じて債券に実質的に投資するものをいいます。このため、上記〔商品分類〕の「３）投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「株式」と記載しております。

２）決算頻度による属性区分

「年１回」は、目論見書または約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。

３）投資対象地域による属性区分

「エマージング」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

４）投資形態による属性区分

「ファミリーファンド」は、目論見書または約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除きます。）を投資対象とするものをいいます。

５）為替ヘッジによる属性区分

「為替ヘッジなし」は、目論見書又は約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの特色

１）新興国の中で、世界の経済成長の牽引役、またはその一端を担うことが期待される国の株式等に投資します。

・マザーファンドへの投資を通じて、以下の株式等に投資します。

投資対象企業	・BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)およびインドネシア、メキシコ、トルコ、南アフリカ等*の新興国の企業 *これら投資対象国は、今後変更される場合があります。 ・投資対象国の経済の発展と成長に関連し、収益のかなりの部分を当該国内の活動から得ている、当該国以外の国の企業
投資対象有価証券	・投資対象企業の株式 ・投資対象企業のADR(米国預託証券)やGDR(グローバル預託証券) ※預託証券とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行等に預託し、見合いに海外で発行される証券のことをいいます。 ・投資対象企業のオプションを表示する証券または証券 等 ※Participatory Note(P-Note)を組み入れます。P-Noteとは、金融業者(銀行、証券会社等)が投資対象国外で発行する証券で、投資対象国の特定の株価に連動します。

- ・株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。
- ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

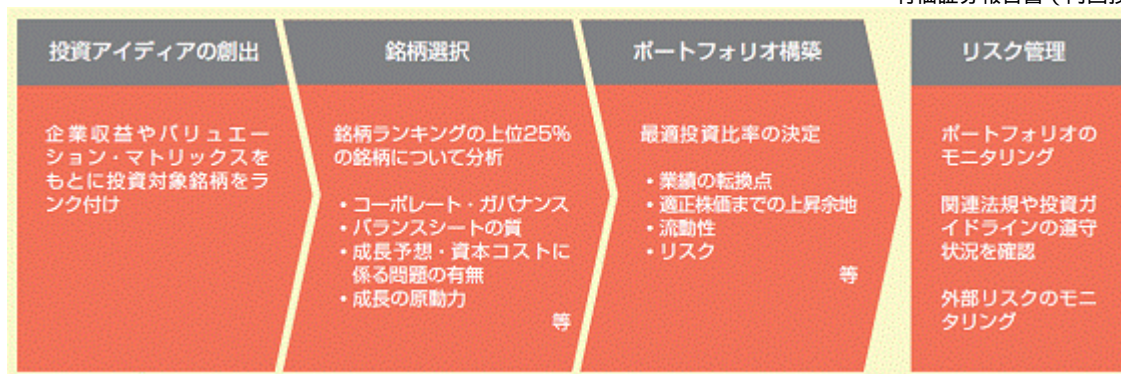
２）H S B C グローバル・アセット・マネジメント（U K）リミテッドが運用を行います。

- ・運用委託契約に基づいて、H S B C グローバル・アセット・マネジメント（U K）リミテッドに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

- ・投資プロセス

グローバルならびに世界主要拠点における地域別リサーチに基づいたファンダメンタル分析主導の手法でポートフォリオを構築します。



- ・ H S B C グローバル・アセット・マネジメントに加え、H S B C グループ内の情報ソースを活用します。

H S B C グループおよびH S B C グローバル・アセット・マネジメント

H S B C グループの持株会社であるH S B C ホールディングスplcは、英国に本部を置いています。H S B C グループは、ヨーロッパ、アジア太平洋地域、アメリカ大陸、中東、アフリカにまたがる80を超える国と地域に約7,200の拠点を擁する世界有数の金融グループです。その歴史は、1865年の創業に遡ります。

H S B C グローバル・アセット・マネジメントは、H S B C グループに属する資産運用会社の総称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンパウロ、香港、シンガポール、ムンバイ（ボンベイ）、東京等、世界約30の国と地域に拠点を有しています。H S B C 投信株式会社は、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの一員です。

上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

（２）【ファンドの沿革】

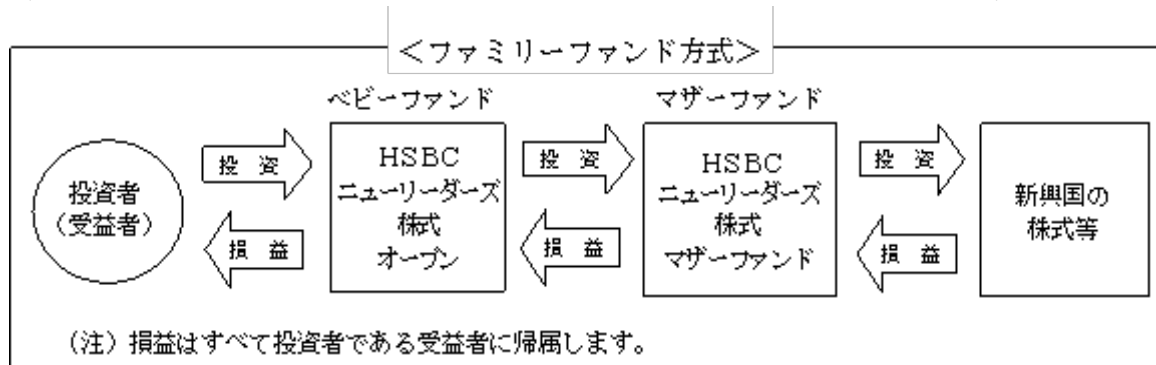
平成23年3月25日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

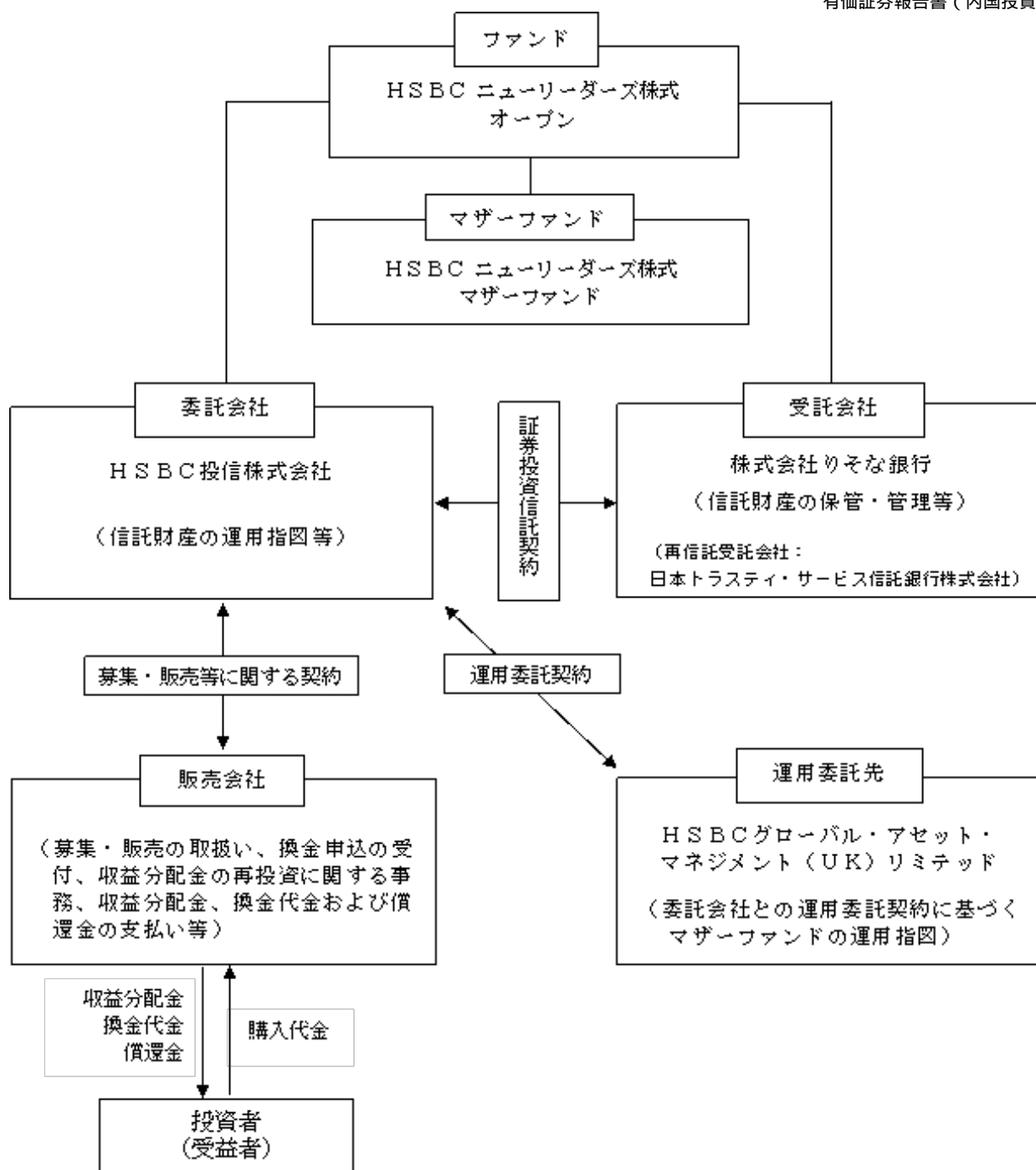
ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。



関係法人の概要



< 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要 >

- 1) 受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。
- 2) 販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。
- 3) 投資顧問会社と委託会社との間では「運用委託契約」が締結されており、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬、法令遵守等が定められています。

委託会社の概況

- 1) 資本金の額（本書提出日現在）：495百万円
- 2) 会社の沿革
 - 昭和60年 5月27日 ワードレイ投資顧問株式会社設立
 - 昭和62年 3月12日 投資顧問業の登録

昭和62年 6月10日 投資一任契約に係る業務の認可
 平成 6年 2月17日 エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更
 平成10年 4月24日 エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更
 平成10年 6月16日 証券投資信託委託業の認可
 平成15年 3月 1日 H S B C アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 平成17年 4月25日 H S B C 投信株式会社に商号変更
 平成19年 9月30日 金融商品取引業の登録

3) 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数 （株）	所有比率 （％）
H S B C グローバル・アセット・ マネジメント・ホールディングス （バハマ）リミテッド	バハマ連邦 ニュー・プロビデンス 州 ナッソー市 ワン・ベイ・スト リート、 センター・オブ・コマース 306	2,100	100.00

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

投資態度

- 1) 主としてマザーファンドの受益証券に投資します。
- 2) 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用（主としてB R I C s（ブラジル、ロシア、インド、中国）諸国およびB R I C sに続く新興国の株式等に投資）を直接行うことがあります。
- 3) 株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。
- 4) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）を行うことができます。
- 6) 償還準備に入った場合、市況動向、大量の追加設定または解約によるファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

（２）【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）に係る権利
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
 - (a) 為替手形

投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンドの受益証券および次の1)から22)までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの

- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、有価証券に係るものに限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で前記21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券（外国投資証券で投資法人債券に類するものを含みます。以下同じ。）ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

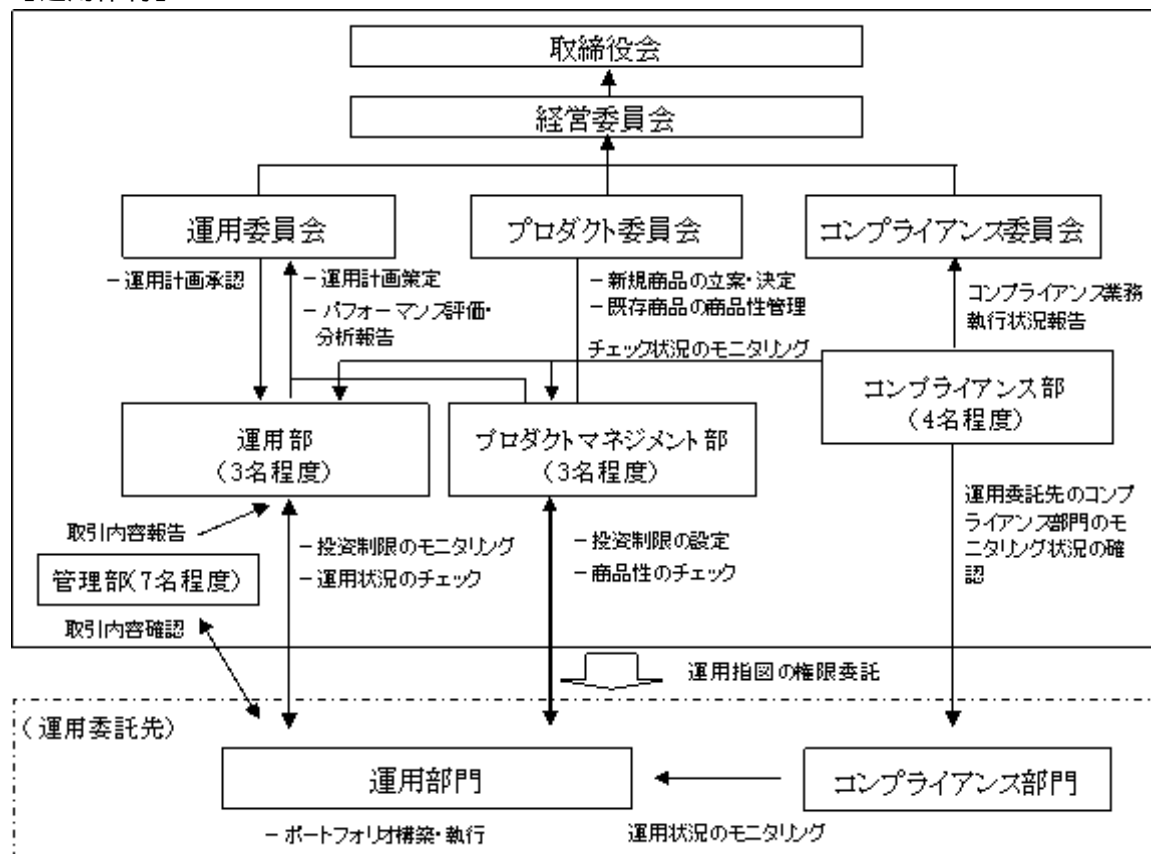
投資対象とする金融商品の運用指図

前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】



■ 当ファンドの運用

当ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの運用は、委託会社との運用委託契約に基づき、H S B C グローバル・アセット・マネジメント（U K）リミテッド（運用委託先：投資顧問会社）が行います。

■ 当ファンドの運用管理体制

委託会社は以下の通り、運用委託先の運用状況を監視し管理します。

運用委託先運用部門で執行する取引内容は、管理部が確認し、運用部へ報告します。

運用部は、管理部からの取引報告をもとに運用委託先運用部門が行う運用状況のチェックおよび委託会社のシステムを通じたモニタリングにより、運用委託契約に沿った運用を適正に行っているかを日々管理します。

プロダクトマネジメント部は、投資制限の設定、商品性のチェックを行います。

コンプライアンス部は、運用部およびプロダクトマネジメント部のチェック状況をモニタリングします。また運用委託先コンプライアンス部門のモニタリング状況を確認します。

なお運用委託先において、運用部門が適正な運用を行っているかを、運用委託先コンプライアンス部門がモニタリングしています。

■ 運用体制の監督機関

・ 運用委員会

ファンド運営上の諸方針の立案・決定を行います。

・ プロダクト委員会

新ファンドの立案・決定、既存ファンドの商品性管理を行います。

・ コンプライアンス委員会

ファンド運営上の法令遵守体制等のチェックを行います。

・ 経営委員会

上記委員会の上部機関として、ファンド運営体制を経営の立場から監督します。

■ 受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務に対する正確性、適切性などに関して、定期的に内部統制に関する報告書を受領し

ます。

■ ファンドの運用に関しては、以下のような原則にしています。

（法令等の遵守）

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

（秘密の厳守）

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えと考えられる法人関係情報等は十分な注意をもって取り扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内の他部門の役職員に対し、業務上必要とされる場合を除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

（忠実義務）

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

（最良執行方針）

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

（善管注意義務）

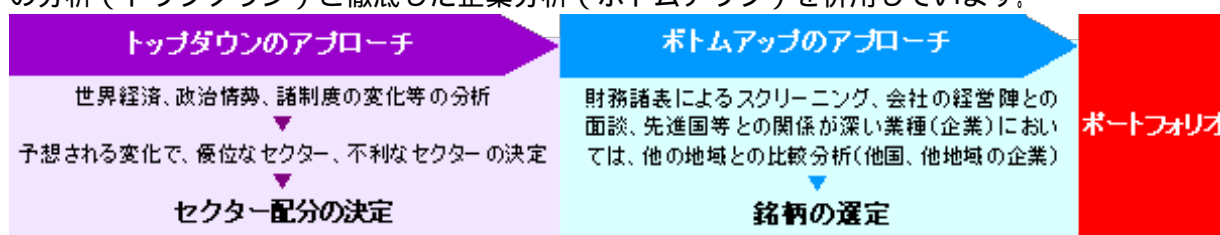
運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カントリーリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

（運用計画の策定および実行）

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

< H S B C グローバル・アセット・マネジメントの投資プロセス >

株価は企業の業績やマクロ経済の動向等様々な要因で変動します。そのため、H S B C 投信が属する H S B C グローバル・アセット・マネジメントでは1つの投資決定方法に偏ることなく、景気サイクル等の分析（トップダウン）と徹底した企業分析（ボトムアップ）を併用しています。



運用体制等は平成24年2月末現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

年１回の決算時（毎年２月１７日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- １）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ２）分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- ３）留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金について保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。

収益の分配方式

- １）信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - （a）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - （b）売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ２）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

「一般コース」の収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して５営業日までに販売会社で支払いを開始します。受益者が支払開始日から５年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は、原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

< 分配金に関する留意点 >

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻し

に相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（５）【投資制限】

当ファンドの約款に定める主な投資制限は以下のとおりです。

- １）株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ２）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ３）投資する株式等の範囲
 - (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - (b) 前記(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ４）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券等への投資制限
 - (a) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
 - (b) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め、「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。
 - (c) 前記(a)および(b)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（後記５）、６）、７）の(b)および14）の(b)において同じ。）
- ５）新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限
委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ６）投資信託証券への投資制限
委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ７）信用取引の指図範囲
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記（b）の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付

の一部を決済するための指図をするものとします。

8) 先物取引等の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

9) スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間（信託契約締結日から、信託終了日または信託契約解約の日までをいいます。）を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 有価証券の貸付の指図および範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ.およびロ.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) 前記(a)のイ.およびロ.の定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12) 公社債の空売り

委託会社は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができないものとします。

13) 公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - (b) 前記(a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が投託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - (d) 前記(a)の借入れに係る品借料は信託財産から支払います。
- 14) 外国為替予約の指図および範囲
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - (b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 15) 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図
- 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- 16) 再投資の指図
- 委託会社は、前記15)の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- 17) 資金の借入れ
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間、または受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの間、もしくは受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - (d) 借入金の利息は信託財産から支払います。
- 18) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

1) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式の議決権数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条

第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

2) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンド（H S B C ニューリーダーズ株式マザーファンド）の投資方針

（1）運用の基本方針

基本方針

主に新興国の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

投資態度

- 1) 主としてB R I C s（ブラジル、ロシア、インド、中国）諸国およびB R I C sに続く新興国の株式等（A D R、G D R等を含みます。）に投資します。また、当該新興国の各国経済の発展と成長にかかわる企業および収益のかなりの部分を各国国内の活動から得ている企業の発行する株式に投資する場合があります。
- 2) 運用委託契約に基づいて、H S B C グローバル・アセット・マネジメント（U K）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。
- 3) 株式の組入比率は、原則として高位に維持します。
- 4) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、デリバティブ取引を行うことができます。
- 6) 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）投資対象

投資対象とする資産の種類

- 1) 次に掲げる特定資産
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）に係る権利
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
 - (a) 為替手形

投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社（運用についての投資に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の1) から22) までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

す。）

- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいい、有価証券に係るものに限りします。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

- 22) 外国の者に対する権利で前記21) の有価証券の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書、12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券および14号の証券のうち投資法人債券（外国投資証券で投資法人債券に類するものを含みます。）ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品の運用指図

前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5) の権利の性質を有するもの

設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1) から4) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 主な投資制限

- 1) 株式への投資には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- 3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 4) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

7) 公社債の空売りは行わないものとします。

8) 先物取引等の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

9) スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 信用取引の指図範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

12) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

13) 公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 前記(a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の

純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) 前記(a)の借入に係る品借料は信託財産から支払います。

14) 外国為替予約の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド（マザーファンドを含みます。）の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

基準価額変動リスク

１）株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

２）信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。また、債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。基準価額の下落要因となります。

３）為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

４）流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。

５）カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

６）投資対象国における税制変更にかかるリスク

投資対象国によっては、非居住者の有価証券投資に対して金融取引税が課されたり、保有有価証券の売買益に対してキャピタル・ゲイン課税が適用されたり、日本との租税条約が無いあるいは適用されない結果、当該国の源泉税が減免されずに課されたりすることがあります。将来、こうした投資対象国の税制が変更された場合など、当該関係法令が改正された場合には、基準価額が影響を受ける可能性があります。

７）換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

8) その他

当ファンドが投資する公社債、および短期金融商品に債務不履行が発生した場合、または予測される場合には、当該公社債および短期金融商品の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

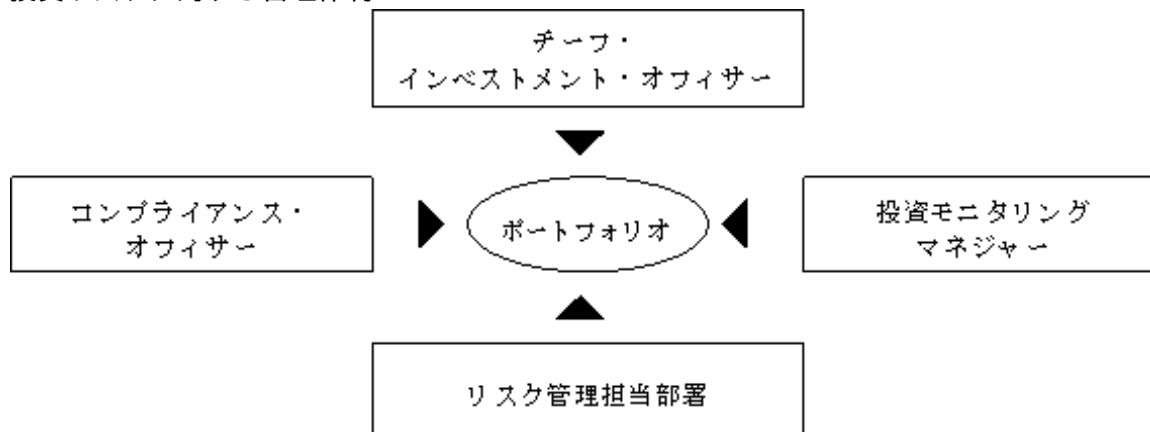
デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間に相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスクなど様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることもありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

その他の留意点

- 1) ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
- 2) ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 3) 法令・税制・会計方法は、今後変更される可能性があります。
- 4) 収益分配金、換金代金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。
委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（購入代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。
- 5) 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、他のベビーファンドが当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合、他のベビーファンドにおける資金変動等が当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(2) 投資リスクに対する管理体制



投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。

- ・チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。

- ・リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っています。
- ・投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。

その他、H S B C グループの監査部門による内部監査、監査法人による外部監査も行われており、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法および管理体制、運営全般についての精査が行われています。

投資リスクの管理については、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

購入時手数料は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.675%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。

購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.50%の率を乗じて得た額

（３）【信託報酬等】

運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.974%（税抜年1.88%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

信託報酬の支払い

上記の信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとします。

信託報酬の実質的な配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年1.1655% （税抜年1.11%）	年0.7455% （税抜年0.71%）	年0.063% （税抜年0.06%）	年1.974% （税抜年1.88%）

委託会社の報酬には、H S B C グローバル・アセット・マネジメント（U K ）リミテッドへのマザーファンドの運用委託契約に基づく投資顧問報酬（年0.40%）が含まれています。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息

その他諸費用

- 1）投資信託振替制度に係る手数料および費用
- 2）有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- 3）目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4）信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5）運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6）当ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7）当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、前記 記載のその他諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受ける際、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額を受けるにあたり、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等相当額とともに信託財産から支払います。

委託会社は、その他諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年率0.20%を乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支払いを受けるものとします。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかるその他諸費用の年率を見直し、年率0.20%を上限としてこれを変更することができます。

なお、前記 ~ に記載する費用等は、マザーファンドに関連して生じた費用等のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで購入する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金について」をご参照ください。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、平成24年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その場合、平成24年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となります。
- 3) 換金時および償還時の損失については、確定申告することにより、他の株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得と損益通算することができ、控除しきれない損失がある場合は、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、換金時および償還時の差益については、他の株式等の譲渡損と相殺することができます。なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、平成24年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

- （注）上記の内容は平成24年2月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は平成24年2月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

H S B C ニューリーダーズ株式オープン

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	-	768,361,553	100.07
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	519,055	0.07
合計（純資産総額）	-	767,842,498	100.00

(参考) H S B C ニューリーダーズ株式マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	トルコ	124,727,968	16.23
	メキシコ	97,890,420	12.74
	インドネシア	96,439,950	12.55
	南アフリカ	93,551,255	12.17
	ロシア	85,837,598	11.17
	ブラジル	66,965,684	8.71
	中国	57,609,468	7.50
	インド	54,738,131	7.12
	ケイマン諸島	17,420,312	2.27
	香港	15,053,480	1.96
	イギリス	10,770,351	1.40
	オランダ	6,917,926	0.90
	小 計	727,922,543	94.73
オプション証券等	オランダ	14,247,515	1.85
	ルクセンブルグ	13,971,572	1.82
	小 計	28,219,087	3.67
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	12,257,555	1.60
合計（純資産総額）	-	768,399,185	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国 / 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	H S B C ニューリー ダース 株式マザーファンド	846,772,706	0.8866	750,748,770	0.9074	768,361,553	100.07

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.07
合計	100.07

【投資不動産物件】

当該事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

当該事項はありません。

（参考情報）H S B C ニューリーダーズ株式マザーファンド
投資有価証券の主要銘柄

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	メキシコ	株式	AMERICA MOVIL SAB DE C.V. -ADR	電気通信サービス	22,931	1,894.65	43,446,300	1,922.60	44,087,241	5.74
2	メキシコ	株式	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	素材	108,473	258.47	28,037,361	260.31	28,237,257	3.67
3	南アフリカ	株式	SASOL LTD	エネルギー	5,920	4,295.72	25,430,675	4,327.63	25,619,575	3.33
4	ロシア	株式	GAZPROM-SPON ADR	エネルギー	23,046	1,025.73	23,639,200	1,071.43	24,692,184	3.21
5	トルコ	株式	TURKIYE GARANTI BANKASI	銀行	80,981	307.86	24,931,263	302.41	24,489,950	3.19
6	インドネシア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA	銀行	394,000	60.75	23,935,500	59.85	23,580,900	3.07
7	ロシア	株式	SBERBANK OF RUSSIA	銀行	68,653	257.95	17,709,601	274.57	18,850,509	2.45
8	トルコ	株式	TURKIYE IS BANKASI-C	銀行	96,310	189.93	18,292,350	187.16	18,025,957	2.35
9	ブラジル	株式	VALE SA-SP ADR	素材	8,033	2,045.72	16,433,295	2,089.61	16,785,853	2.18
10	ブラジル	株式	BANCO DO BRASIL SA	銀行	12,500	1,368.11	17,101,415	1,311.50	16,393,811	2.13
11	トルコ	株式	TURKIYE HALK BANKASI	銀行	29,507	557.80	16,459,299	553.19	16,323,272	2.12
12	メキシコ	株式	GRUPO FINANCIERO BANORTE S.A.B. DE C.V.	銀行	47,100	335.66	15,809,774	335.03	15,780,101	2.05
13	インドネシア	株式	INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	エネルギー	40,500	374.85	15,181,425	388.80	15,746,400	2.05
14	トルコ	株式	KOC HOLDING AS	資本財	47,605	330.07	15,713,267	330.07	15,713,267	2.04
15	インドネシア	株式	SEMEN GRESIK (PERSERO) PT	素材	160,500	102.60	16,467,300	97.65	15,672,825	2.04
16	ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	3,036	5,042.50	15,309,030	5,111.07	15,517,232	2.02
17	インドネシア	株式	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	公益事業	473,000	31.95	15,112,350	31.50	14,899,500	1.94
18	南アフリカ	株式	GOLD FIELDS LIMITED	素材	10,786	1,357.41	14,641,106	1,292.52	13,941,142	1.81
19	トルコ	株式	TURKIYE VAKIFLAR BANKASI T-D	銀行	91,937	141.52	13,011,567	140.60	12,926,801	1.68
20	トルコ	株式	YAPI VE KREDI BANKASI	銀行	84,414	160.42	13,542,369	151.20	12,764,072	1.66
21	南アフリカ	株式	EXXARO RESOURCES LIMITED	素材	5,371	2,097.57	11,266,061	2,240.08	12,031,491	1.57
22	インドネシア	株式	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	自動車・自動車部品	19,000	643.50	12,226,500	628.20	11,935,800	1.55
23	南アフリカ	株式	STEINHOFF INTL HOLDINGS LIMITED	耐久消費財・アパレル	40,736	268.52	10,938,829	291.05	11,856,620	1.54
24	イギリス	株式	ANGLO AMERICAN PLC	素材	3,098	3,455.09	10,703,892	3,476.54	10,770,351	1.40
25	南アフリカ	株式	ANGLOGOLD ASHANTI LIMITED	素材	3,038	3,546.02	10,772,812	3,521.82	10,699,307	1.39
26	中国	株式	GREAT WALL MOTOR COMPANY LIMITED	自動車・自動車部品	68,000	152.25	10,353,408	156.62	10,650,432	1.39
27	インドネシア	株式	TELEKOMUNIKASI INDONESIA TBK	電気通信サービス	164,000	61.65	10,110,600	62.55	10,258,200	1.34
28	トルコ	株式	HACI OMER SABANCI HOLDING	各種金融	29,699	327.30	9,720,779	342.98	10,186,281	1.33
29	南アフリカ	株式	AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	素材	4,830	2,026.63	9,788,671	2,037.41	9,840,738	1.28
30	メキシコ	株式	COMPARTAMOS SAB DE CV	各種金融	103,900	102.31	10,630,216	94.18	9,785,821	1.27

種類別および業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	銀行	27.21
		素材	20.55
		エネルギー	14.15
		電気通信サービス	8.22
		資本財	6.64
		各種金融	5.64
		自動車・自動車部品	3.42
		不動産	3.18
		耐久消費財・アパレル	2.54
		公益事業	1.94
		小売	1.24
		小計	94.73
オプション証券等	外国		3.67
合計			98.40

（注）業種分類は、世界産業分類基準（GICS）に基づいています。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（為替予約）

資産の種類			数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	インドネシアルピア	489,979,159.00	4,345,354	4,409,812	0.57
		南アフリカランド	1,500.00	16,159	16,155	0.00
	売建	米ドル	53,859.13	4,345,354	4,344,816	0.57

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年2月末日および同日前1年以内における各月末ならびに計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（平成24年 2月17日）	719	719	0.8709	0.8709
平成23年 3月末日	638	-	1.0208	-
平成23年 4月末日	983	-	1.0552	-
平成23年 5月末日	1,031	-	0.9695	-
平成23年 6月末日	1,061	-	0.9578	-
平成23年 7月末日	1,033	-	0.9209	-
平成23年 8月末日	928	-	0.7958	-
平成23年 9月末日	805	-	0.7131	-
平成23年10月末日	881	-	0.8069	-
平成23年11月末日	679	-	0.7182	-
平成23年12月末日	624	-	0.7031	-
平成24年 1月末日	693	-	0.7993	-
平成24年 2月末日	767	-	0.8919	-

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
第1期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率（％）
第1期	12.9

（参考情報）運用実績

（2012年2月末現在）基準価額：8,919円／純資産総額：7.67億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

① 基準価額・純資産総額の推移



注：基準価額（1万口当たり）は信託報酬控除後のものです。

② 分配の推移

決算期	分配金
第1期(2012年2月)	0円

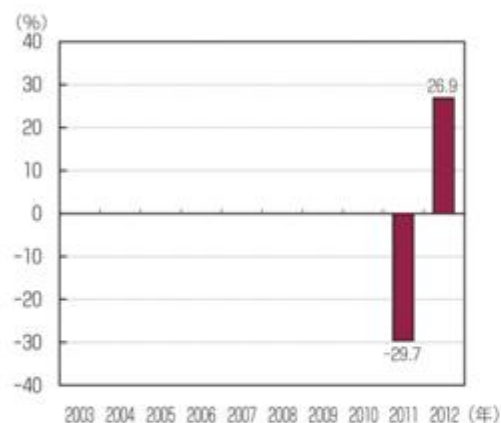
注：分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

③ 主要な資産の状況

（マザーファンドのデータを表示しています。）

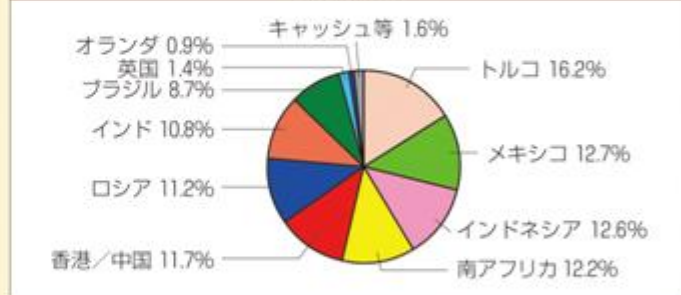
順位	銘柄名	国	業種	比率
1	アメリカ・モビル	メキシコ	電気通信サービス	5.7%
2	グルボ・メヒコ	メキシコ	素材	3.7%
3	サンル	南アフリカ	エネルギー	3.3%
4	ガスプロム	ロシア	エネルギー	3.2%
5	ガラシティ銀行	トルコ	銀行	3.2%
6	バンク・ラヤット・インドネシア	インドネシア	銀行	3.1%
7	ズベルバンク	ロシア	銀行	2.5%
8	イシ銀行	トルコ	銀行	2.3%
9	ヴァーレ	ブラジル	素材	2.2%
10	ブラジル銀行	ブラジル	銀行	2.1%
組入銘柄数				61

④ 年間収益率の推移



- ・当ファンドはベンチマークを設けていません。
- ・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
- ・2011年は、設定日(3月25日)から年末までの騰落率です。
- ・2012年は年初から2月末までの騰落率です。

国別組入比率



- ・表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率は100.07%です。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,230,817,684	404,456,848

（注1）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（注2）第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 購入申込

購入申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

(2) 取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース^{*}があります。

「一般コース」・・・・・・・・・収益分配時に分配金を受け取るコース

「自動けいぞく投資コース」・・・・・・・・・分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

^{*} 取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。また、コースの名称は、販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する異なる名称を使用することがあります。

(3) 購入単位

販売会社によって異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の購入単位は、1口単位となります。

(4) 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

(5) 購入時手数料

購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.675%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

(6) 購入申込受付不可日

購入申込日がロンドン、ニューヨークの証券取引所の休場日のいずれかに該当する場合には、購入申込の受付は行いません。

(7) その他留意事項

購入申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情^{*}があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。

^{*} やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

受益権の振替

購入申込者は、販売会社に購入申込と同時にまたはあらかじめ、当該購入申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

（１）換金申込

受益者は、自己に帰属する受益権につき、購入申込を行った販売会社を通じて、委託会社に一部解約の実行の請求（換金申込）を行うことにより換金することができます。

換金申込は、原則として販売会社の営業日の午後３時（「申込締切時間」といいます。）までに行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、申込締切時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

（２）換金単位

販売会社によって異なります。

（３）換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、後記（４）記載の信託財産留保額を控除した価額とします。

（４）換金手数料・信託財産留保額

換金手数料・・・ありません。

信託財産留保額・・・換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.50%の率を乗じて得た額

（５）支払開始日

換金代金は、原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

（６）換金申込受付不可日

換金申込日がロンドン、ニューヨークの証券取引所の休場日のいずれかに該当する場合には、換金申込の受付は行いません。

（７）その他留意事項

換金申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情^{*}があるときは、委託会社の判断により、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「（３）換金価額」に準じて計算された価額とします。

^{*} やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

振替受益権の抹消

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算にあたり、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 当ファンドの主たる投資対象の評価方法 >

マザーファンドを通じて投資する海外の取引所上場株式の評価は、原則として、海外の取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額（1万口当たり）は翌日の日本経済新聞朝刊に「ニューリダ株」の略称で掲載されます。

基準価額に関しては、販売会社または次の< 照会先 > へお問い合わせください。

< 照会先 >

H S B C 投信株式会社

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.com/jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。

ただし、後記「（５）その他」の（a）、および（b）に該当した場合には、信託を終了することができます。また、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認められるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎年2月18日から翌年2月17日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- （a）委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権口数が30億口を下回ることとなった場合、この信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （b）委託会社は、（a）の事項について書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （c）（b）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除いた者をいいます。）は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （d）（b）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- （e）（b）から（d）の規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって（b）から（d）までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- （a）委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- なお、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更等」にしたがいます。

- (b) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 当該規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「 信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。
- (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款はこの信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、(a)の事項（信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) (b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) (b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) (b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) (a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

また、委託会社と投資顧問会社との間で締結する「運用委託契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、別段の意思表示のない限り、原則として解約するまで効力を有するもの

とします。

運用報告書

委託会社は、当ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その購入口数に応じて、購入申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に支払います。

償還金の支払いは、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社の本支店、営業所等において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求（換金申込）を、販売会社を通じて委託会社に請求することができます。換金代金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等（併合を含みます。）を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、第1期計算期間（平成23年3月25日から平成24年2月17日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成23年3月25日から平成24年2月17日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

H S B C ニューリーダーズ株式オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第 1 期 (平成24年 2 月17日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	726,094,293
未収入金	25,771,077
流動資産合計	751,865,370
資産合計	751,865,370
負債の部	
流動負債	
未払解約金	25,771,077
未払受託者報酬	184,937
未払委託者報酬	5,609,687
その他未払費用	587,049
流動負債合計	32,152,750
負債合計	32,152,750
純資産の部	
元本等	
元本	826,360,836
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 ()	106,648,216
(分配準備積立金)	-
元本等合計	719,712,620
純資産合計	719,712,620
負債純資産合計	751,865,370

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

		第 1 期
		自 平成23年 3 月25日
		至 平成24年 2 月17日
営業収益		
有価証券売買等損益		189,709,749
営業収益合計		189,709,749
営業費用		
受託者報酬		484,861
委託者報酬		14,707,530
その他費用		1,539,148
営業費用合計		16,731,539
営業損失（ ）		206,441,288
経常損失（ ）		206,441,288
当期純損失（ ）		206,441,288
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		104,681,273
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,888,201
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		291,205
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,596,996
分配金		-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		106,648,216

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期 別 項 目	第1期 (自 平成23年3月25日 至 平成24年2月17日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあ たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価してお ります。

（貸借対照表に関する注記）

第1期 (平成24年2月17日現在)	
1. 受益権の総数	826,360,836口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号) 第55条の6第10号に規定する額	106,648,216円
3. 1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.8709円 8,709円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期 (自 平成23年3月25日 至 平成24年2月17日)	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部 又は一部を委託するために要する費用	3,078,486円
2. 分配金の計算過程 計算期間末における、収益調整金額 1,568,917円（1万口当たり18.99円）から分 配対象収益額は1,568,917円（1万口当たり 18.99円）となりますが、分配を行いませんで した。	

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第1期

(自 平成23年3月25日
至 平成24年2月17日)

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。

チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。

コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。

リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っています。

投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第1期 (自 平成23年3月25日 至 平成24年2月17日)	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	
(1) 親投資信託受益証券	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
(2) 金銭債権及び金銭債務	貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

第1期（自 平成23年3月25日 至 平成24年2月17日）

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	86,964,266
合 計	86,964,266

(デリバティブ取引に関する注記)

第1期計算期間末（平成24年2月17日現在）

該当事項はございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期（自 平成23年3月25日 至 平成24年2月17日）

該当事項はございません。

(重要な後発事象に関する注記)

第1期（自 平成23年3月25日 至 平成24年2月17日）

該当事項はございません。

(その他の注記)

元本額の変動

第1期 (平成24年2月17日現在)	
期首元本額：	452,497,497円
期中追加設定元本額：	778,320,187円
期中一部解約元本額：	404,456,848円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はございません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口 数	評 価 額（円）	備 考
親投資信託 受益証券	H S B C ニューリーダーズ株式 マザーファンド	818,872,554	726,094,293	-

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

参考情報

「H S B C ニューリーダーズ株式オープン」は、「H S B C ニューリーダーズ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「H S B C ニューリーダーズ株式マザーファンド」の状況

以下の記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

科 目	対象年月日	(平成24年2月17日現在)
	金額(円)	
資産の部		
流動資産		
預金		9,126,844
金銭信託		1,036
コール・ローン		13,000,000
株式		681,404,048
オプション証券等		33,744,975
未収入金		19,538,969
未収配当金		477,852
未収利息		17
流動資産合計		757,293,741
資産合計		757,293,741
負債の部		
流動負債		
未払金		5,465,976
未払解約金		25,771,077
流動負債合計		31,237,053
負債合計		31,237,053
純資産の部		
元本等		
元本		818,872,554
剰余金		
剰余金又は欠損金()		92,815,866
元本等合計		726,056,688
純資産合計		726,056,688
負債純資産合計		757,293,741

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

対象年月日 項目	(自 平成23年3月25日 至 平成24年2月17日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、オプション証券等（以下「有価証券」という。） 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている有価証券 原則として海外取引所における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の最終相場で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。 海外取引所に上場されていない有価証券 金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、取得価額または委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 (1) 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。 (2) 資産・負債の状況は、平成24年2月17日現在であります。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年2月18日から翌年2月17日までとなっておりますが、第1期計算期間は平成23年3月25日より開始しております。

（貸借対照表に関する注記）

（平成24年2月17日現在）	
1. 受益権の総数	818,872,554口
2. 元本の欠損	
「投資信託財産の計算に関する規則」 （平成12年総理府令第133号） 第55条の6第10号に規定する額	92,815,866円
3. 1口当たりの純資産額	0.8867円
（1万口当たりの純資産額	8,867円）
4. 「オプション証券等」には、現地国での外貨投資制限を避けるために、非居住者に対してブローカーが発行する未上場証券であるP-Noteを計上しております。当該P-Noteは、金融商品取引法第2条第1項第19号に規定する「オプション取引に係る権利を表示する証券又は証書」に相当するものであります。	

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

(自 平成23年3月25日
至 平成24年2月17日)

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。

また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による価格変動リスクを有しております。なお、取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため、限定的と考えられます。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。

チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。

コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。

リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っています。

投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(自 平成23年3月25日 至 平成24年2月17日)	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	
(1) 有価証券	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
(2) 金銭債権及び金銭債務	貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

(自 平成23年3月25日 至 平成24年2月17日)

売買目的有価証券

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株 式	33,638,935
オプション証券等	3,739,917
合 計	37,378,852

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成24年2月17日現在)

該当事項はございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成23年3月25日 至 平成24年2月17日)

該当事項はございません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自 平成23年3月25日 至 平成24年2月17日)

該当事項はございません。

(その他の注記)

本書における開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

(平成24年2月17日現在)

期首元本額	:	452,497,497円
期中追加設定元本額	:	776,490,403円
期中一部解約元本額	:	410,115,346円
期末元本額	:	818,872,554円

元本の内訳：*

H S B C ニューリーダーズ 株 式オープン	818,872,554円
-----------------------------	--------------

*当親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本であります。

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株式	米ドル	LUKOIL-SPON ADR	3,187	62.50	199,187.50	
		OA O GAZPROM-SPON ADR	21,608	12.68	273,989.44	
		TATNEFT-SPONSORED REGS GDR	3,001	36.50	109,536.50	
		MECHEL-ADR	7,885	10.79	85,079.15	
		NORD GOLD NV-REG S GDR	12,703	6.80	86,380.40	
		VALE SA-SP ADR	7,683	25.33	194,610.39	
		SBERBANK OF RUSSIA	68,653	3.19	219,504.23	
		AMERICA MOVIL SAB DE C.V.-ADR	21,779	23.47	511,153.13	
		SISTEMA JSFC-REG S SPONS GDR	4,508	20.15	90,836.20	
	小計	銘柄数：	9		1,770,276.94	
		組入時価比率：	19.3%		(139,798,769) 20.6%	
	メキシコ ペソ	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	97,673	41.12	4,016,313.76	
		GRUPO FINANCIERO BANORTE S.A.B. DE C.V.	47,100	53.28	2,509,488.00	
		COMPARTAMOS SAB DE CV	103,900	16.24	1,687,336.00	
	小計	銘柄数：	3		8,213,137.76	
		組入時価比率：	7.0%		(50,675,059) 7.4%	
	ブラジル リアル	BANCO DO BRASIL SA	13,900	28.76	399,764.00	
		BANCO ESTADO RIO GRANDE SUL	8,400	19.09	160,356.00	
		MRV ENGENHARIA	15,100	15.32	231,332.00	
		PDG REALTY SA	24,000	8.09	194,160.00	
		ROSSI RESIDENCIAL SA	14,600	11.03	161,038.00	
	小計	銘柄数：	5		1,146,650.00	
		組入時価比率：	7.3%		(52,722,967) 7.7%	
	トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINERILERI A.S.	2,130	44.20	94,146.00	
		KOC HOLDING AS	47,605	7.16	340,851.80	
		ARCELIK A.S.	21,068	7.56	159,274.08	
		TURKIYE GARANTI BANKASI	72,459	6.70	485,475.30	
		TURKIYE HALK BANKASI	29,507	12.10	357,034.70	
		TURKIYE IS BANKASI-C	96,310	4.12	396,797.20	
		TURKIYE VAKIFLAR BANKASI T-D	91,937	3.07	282,246.59	
		YAPI VE KREDI BANKASI	84,414	3.48	293,760.72	
		HACI OMER SABANCI HOLDING	29,699	7.10	210,862.90	
	小計	銘柄数：	9		2,620,449.29	
		組入時価比率：	16.2%		(117,317,514) 17.3%	
	香港ドル	CHINA NATIONAL BUILDING MATERIAL CO-H	52,000	10.60	551,200.00	
		JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	27,000	21.50	580,500.00	
		CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	119,000	7.14	849,660.00	
		CHINA RONGSHENG HEAVY INDUSTRIES GROUP	328,000	2.77	908,560.00	
		LONKING HOLDINGS LTD	247,000	3.21	792,870.00	
		WEICHA I POWER CO LTD-H	18,000	43.15	776,700.00	
		GREAT WALL MOTOR COMPANY LIMITED	68,000	14.64	995,520.00	
		BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	147,900	6.26	925,854.00	
		CHINA CONSTRUCTION BANK-H	134,000	6.39	856,260.00	
		CHINA MINSHENG BANKING CORP LIMITED -H	124,500	7.49	932,505.00	
	小計	銘柄数：	10		8,169,629.00	
		組入時価比率：	11.5%		(83,166,823) 12.2%	
	インドネシ アルピア	INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	40,500	41,650.00	1,686,825,000.00	
		SEMEN GRESIK (PERSERO) PT	160,500	11,400.00	1,829,700,000.00	
		ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	22,500	71,500.00	1,608,750,000.00	
		BANK RAKYAT INDONESIA	394,000	6,750.00	2,659,500,000.00	
		TELEKOMUNIKASI INDONESIA TBK	164,000	6,850.00	1,123,400,000.00	
		PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	473,000	3,550.00	1,679,150,000.00	

小計	銘柄数：	6		10,587,325,000.00 (94,227,192)	
	組入時価比率：	13.0%		13.8%	
インド ルピー	CAIRN INDIA LIMITED	5,050	390.85	1,973,792.50	
	SESA GOA LIMITED	1,926	252.55	486,411.30	
	STERLITE INDUSTRIES INDIA LTD	41,278	128.80	5,316,606.40	
	TATA MOTORS LIMITED	8,105	275.90	2,236,169.50	
	BANK OF INDIA	13,581	385.70	5,238,191.70	
	CANARA BANK	4,272	549.35	2,346,823.20	
	POWER FINANCE CORPORATION	29,234	213.35	6,237,073.90	
	RURAL ELECTRIFICATION CORPORATION LTD	11,853	241.80	2,866,055.40	
	SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	10,276	573.30	5,891,230.80	
小計	銘柄数：	9		32,592,354.70 (52,799,614)	
	組入時価比率：	7.3%		7.7%	
南アフリカ ランド	SASOL LTD	5,920	398.49	2,359,060.80	
	AFRICAN RAINBOW MINERALS LTD	4,830	188.00	908,040.00	
	ANGLO AMERICAN PLC	3,098	320.51	992,939.98	
	ANGLOGOLD ASHANTI LIMITED	1,444	326.14	470,946.16	
	EXXARO RESOURCES LIMITED	5,371	194.58	1,045,089.18	
	GOLD FIELDS LIMITED	10,786	125.92	1,358,173.12	
	STEINHOFF INTL HOLDINGS LIMITED	40,736	24.91	1,014,733.76	
	IMPERIAL HOLDINGS LIMITED	5,446	139.60	760,261.60	
小計	銘柄数：	8		8,909,244.60 (90,696,110)	
	組入時価比率：	12.5%		13.3%	
合計				681,404,048 (681,404,048)	

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
オプション 証券等	米ドル	CAIRN INDIA LTD 23JAN2017(DB)		12,707.00	100,761.37	
		CANARA BANK 17JAN2017(DB)		8,359.00	93,163.20	
		RURAL ELECTRIFICATION CORP 03APR2018(DB)		8,143.00	39,946.77	
		SESA GOA LIMITED 20JUL2015(JPM)		18,529.00	94,938.05	
		TATA MOTORS LIMITED 08SEP2014(JPM)		17,598.00	98,504.47	
	小計	銘柄数：	5	65,336.00	427,313.86 (33,744,975)	
		組入時価比率：	4.6%		100.0%	
	合計				33,744,975 (33,744,975)	

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 小計・合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。
4. 当マザーファンドは、GDR（グローバル預託証券）に投資することがありますが、GDRは発行会社の株式（インドルピー建て）に転換される場合があります。インドルピー建て株式の中に、GDRから転換された株式と同一銘柄の既存の株式がある場合は、両者を分けて表記しております。

5. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 オプション証券等 時価比率	有価証券合計金額 に対する比率
米ドル	株式 オプション証券等 9銘柄 5銘柄	19.3%	4.6%	24.2%
メキシコペソ	株式 3銘柄	7.0%	-	7.1%
ブラジルレアル	株式 5銘柄	7.3%	-	7.4%
トルコリラ	株式 9銘柄	16.2%	-	16.4%
香港ドル	株式 10銘柄	11.5%	-	11.6%
インドネシア ルピア	株式 6銘柄	13.0%	-	13.2%
インドルピー	株式 9銘柄	7.3%	-	7.4%
南アフリカ ランド	株式 8銘柄	12.5%	-	12.7%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

以下は平成24年2月末日現在の当ファンドの現況であります。

【純資産額計算書】

資産総額	770,522,803円
負債総額	2,680,305円
純資産総額（ - ）	767,842,498円
発行済口数	860,906,411口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8919円

（参考）H S B C ニューリーダーズ株式マザーファンド

資産総額	805,200,887円
負債総額	36,801,702円
純資産総額（ - ）	768,399,185円
発行済口数	846,772,706口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9074円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合等その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記に規定する振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（６）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者としてします。）に支払います。

（７）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

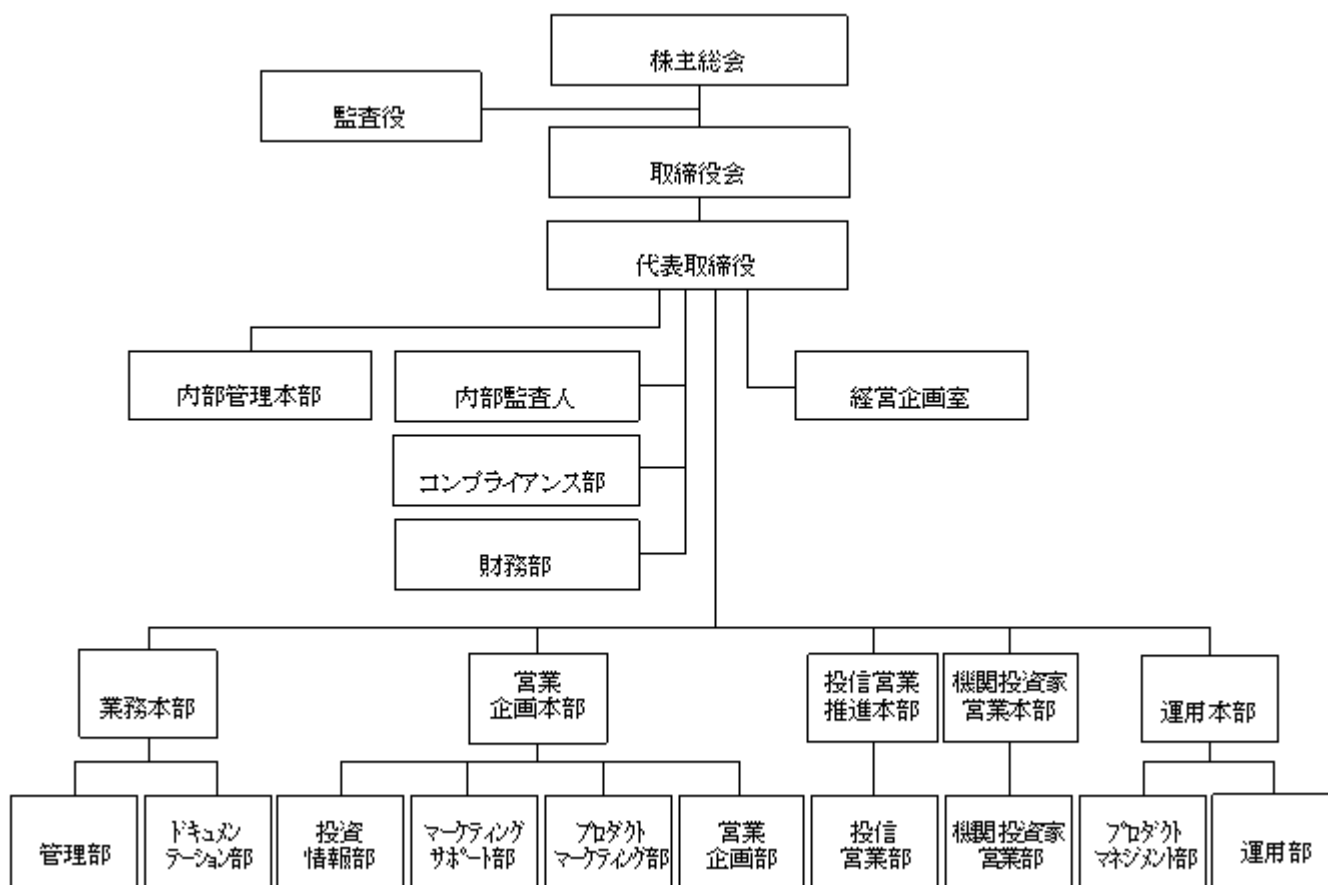
1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（本書提出日現在）

資本金 495百万円
 発行可能株式総数 24,000株
 発行済株式総数 2,100株
 直近5ヶ年における資本金の額の増減
 該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

組織図（平成24年2月末現在）



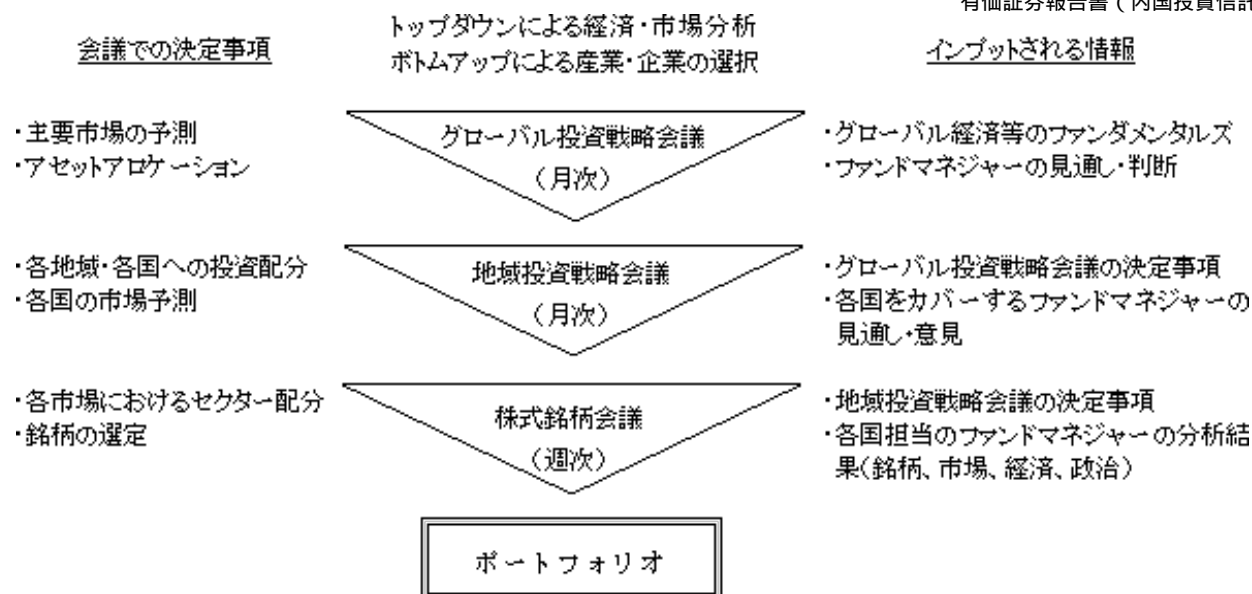
経営体制

当社業務執行の最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の2分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任します。

投資運用の意思決定機構



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第308号）として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

平成24年2月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	35	607,173 百万円
合 計	35	607,173 百万円

3【委託会社等の経理状況】

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第25期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第26期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

（２）当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

（３）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けており、第26期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。

（４）財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	*4	4,277,258	*4	7,169,735
前払費用	*5	16,631		6,089
未収入金		46,919		22,872
未収委託者報酬		1,504,856		1,337,973
未収投資助言報酬		20,379		17,560
未収収益		7,748		-
繰延税金資産		122,348		182,176
流動資産計		5,996,141		8,736,407
固定資産				
有形固定資産	*1		*1	
建物附属設備		31,532		27,581
器具備品		8,232		5,779
有形固定資産計		39,765		33,360
無形固定資産				
商標権		-		991
無形固定資産計		-		991
投資その他の資産				
敷金		43,905		44,556
繰延税金資産		775		11,323
その他		1,800		-
投資その他の資産計		46,480		55,880
固定資産計		86,245		90,232
資産合計		6,082,386		8,826,640
負債の部				
流動負債				
預り金		-		353
未払金	*4	645,039	*4、5	961,379
未払費用		958,979		840,730
未払法人税等	*2	880,258	*2	1,101,898
未払消費税等		109,318		167,507
賞与引当金		41,448		87,330
流動負債計		2,635,044		3,159,199
固定負債				
長期未払金	*5	4,625		-
役員退職慰労引当金		20,952		24,673
固定負債計		25,578		24,673
負債合計		2,660,622		3,183,872

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	495,000	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,926,763	5,147,767
利益剰余金計	2,926,763	5,147,767
株主資本計	3,421,763	5,642,767
純資産合計	3,421,763	5,642,767
負債・純資産合計	6,082,386	8,826,640

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		9,928,824		14,640,091
投資助言報酬		103,117		90,651
その他営業収益		27,757		3,430
営業収益計		10,059,699		14,734,173
営業費用				
支払手数料	*2	4,006,177	*2	6,120,220
広告宣伝費		33,957		53,806
調査費				
調査費		22,904		18,226
委託調査費		1,924,479		2,770,320
調査費計		1,947,383		2,788,546
委託計算費		117,711		135,093
営業雑費				
通信費		22,222		25,148
印刷費		167,431		185,681
協会費		4,014		5,796
諸会費		550		550
営業雑費計		194,218		217,177
営業費用計		6,299,448		9,314,845
一般管理費				
給料 *2				
役員報酬	*1	67,381	*1	67,091
給料・手当	*3	648,616	*3	669,223
退職手当		-		54,787
賞与		203,091		273,379
賞与引当金繰入額		41,448		87,330
給料計		960,536		1,151,812
交際費		2,538		8,064
旅費交通費		27,792		25,718
租税公課		17,912		23,259
不動産賃借料		39,148		40,541
役員退職慰労引当金繰入		3,740		3,720
固定資産減価償却費		8,020		11,845
弁護士費用等		22,865		58,374
事務委託費		-	*2	210,555
保険料		5,263		6,883
諸経費	*2	246,788		100,165
一般管理費計		1,334,605		1,640,940
営業利益		2,425,645		3,778,387

（単位：千円）

	前事業年度 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）	当事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
営業外収益		
受取利息	279	3
為替差益	827	302
消費税還付収入	854	-
その他	249	102
営業外収益計	2,210	408
営業外費用		
雑損失	2,878	461
営業外費用計	2,878	461
經常利益	2,424,978	3,778,334
特別利益		
固定資産売却益	616	-
特別利益計	616	-
特別損失		
固定資産除却損	145	0
特別損失計	145	0
税引前当期純利益	2,425,449	3,778,334
法人税、住民税及び事業税	1,071,033	1,627,707
法人税等調整額	59,958	70,376
当期純利益	1,414,374	2,221,004

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	495,000	495,000
当期末残高	495,000	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	5,542,820	2,926,763
当期変動額		
当期純利益	1,414,374	2,221,004
自己株式の消却	4,030,431	-
当期変動額合計	2,616,057	2,221,004
当期末残高	2,926,763	5,147,767
自己株式		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	4,030,431	-
自己株式の消却	4,030,431	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
株主資本合計		
前期末残高	6,037,820	3,421,763
当期変動額		
当期純利益	1,414,374	2,221,004
自己株式の取得	4,030,431	-
自己株式の消却	-	-
当期変動額合計	2,616,057	2,221,004
当期末残高	3,421,763	5,642,767
純資産合計		
前期末残高	6,037,820	3,421,763
当期変動額		
当期純利益	1,414,374	2,221,004
自己株式の取得	4,030,431	-
自己株式の消却	-	-
当期変動額合計	2,616,057	2,221,004
当期末残高	3,421,763	5,642,767

重要な会計方針

項目	前事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産除く） 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 5年 器具備品 3～5年 (2) 無形固定資産（リース資産除く） _____ (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 商標権 10年 同左
2 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。但し、当事業年度には対象従業員が居ない為、引当計上はしておりません。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基き当事業年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。	同左 同左 同左
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
4 その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

前事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
—————	（資産除去債務に関する会計基準等） 当事業年度から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 なお、この変更による影響はありません。

表示方法の変更

前事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
—————	（損益計算書） 1．前事業年度において「給料・手当」に含めて表示しておりました「退職手当」（前事業年度37,109千円）は、当事業年度において区分掲記することとしました。 2．前事業年度において「諸経費」に含めて表示しておりました「事務委託費」（前事業年度181,562千円）は、当事業年度において区分掲記することとしました。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度（平成22年3月31日現在）	当事業年度（平成23年3月31日現在）																
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。																
<table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>5,436千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>5,847千円</td></tr> </table>	建物附属設備	5,436千円	器具備品	5,847千円	<table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>13,567千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>9,553千円</td></tr> </table>	建物附属設備	13,567千円	器具備品	9,553千円								
建物附属設備	5,436千円																
器具備品	5,847千円																
建物附属設備	13,567千円																
器具備品	9,553千円																
2 未払法人税等の内訳	2 未払法人税等の内訳																
<table> <tr> <td>法人税</td><td>572,005千円</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>72,102千円</td></tr> <tr> <td>地方法人特別税</td><td>84,232千円</td></tr> <tr> <td>住民税</td><td>151,917千円</td></tr> </table>	法人税	572,005千円	事業税	72,102千円	地方法人特別税	84,232千円	住民税	151,917千円	<table> <tr> <td>法人税</td><td>745,608千円</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>95,074千円</td></tr> <tr> <td>地方法人特別税</td><td>106,604千円</td></tr> <tr> <td>住民税</td><td>154,610千円</td></tr> </table>	法人税	745,608千円	事業税	95,074千円	地方法人特別税	106,604千円	住民税	154,610千円
法人税	572,005千円																
事業税	72,102千円																
地方法人特別税	84,232千円																
住民税	151,917千円																
法人税	745,608千円																
事業税	95,074千円																
地方法人特別税	106,604千円																
住民税	154,610千円																
3 当座貸越契約及び貸出コミットメント 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。	3 当座貸越契約及び貸出コミットメント 同左																

当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額 1,000,000千円 借入実行残高 - // 差引額 1,000,000 //	同左
4 関係会社に対する債権及び債務 各科目に含まれているものは、次の通りであります。 預金 4,234,934千円 未払金 9,319千円	4 関係会社に対する債権及び債務 各科目に含まれているものは、次の通りであります。 預金 7,132,716千円 未払金 80,178千円
5 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間（3年）に亘って費用処理しております。	5 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

（損益計算書関係）

前事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
1 役員報酬の限度額は次の通りであります。 取締役 年額 300,000千円 監査役 年額 50,000千円	1 役員報酬の限度額は次の通りであります。 同 左
2 関係会社に係る営業費用 各科目に含まれているものは、次の通りであります。 支払手数料 42,844千円 諸経費 29,611千円	2 関係会社に係る営業費用 各科目に含まれているものは、次の通りであります。 支払手数料 101,960千円 事務委託費 118,080千円 人件費等 94,650千円
3 給料・手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額86,353千円が含まれております。	3 給料・手当及び退職手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額106,826千円が含まれております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	9,900	-	7,800	2,100

（変動事由の概要）

減少数の内訳は、次の通りであります。

自己株式の消却による減少 7,800株

2．自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	-	7,800	7,800	-

（変動事由の概要）

当社は、平成21年6月17日開催の株主総会において、会社法第156条第1項及び当社定款の定めに基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。また、取得した自己株式は平成21年6月22日開催の取締役会において、7,800株の消却の決議をいたしました。

1．自己株式取得の理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、自己株式の取得を行うものです。

2．取得の内容

取得方法 株主からの取得

取得対象株式の種類 当社普通株式

取得しうる株式の総数 7,800株（発行済株式総数9,900株に対する割合78.8％）

株式の取得価額の総額 4,030百万円

買付期間 平成21年6月17日～平成21年9月30日

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	-	-	2,100

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、当社が運用を委託している信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。未収投資助言報酬は、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日となっております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）預金	4,277,258	4,277,258	-
（2）未収委託者報酬	1,504,856	1,504,856	-
（3）未収投資助言報酬	20,379	20,379	-
資産計	5,802,493	5,802,493	-
（1）未払金	645,039	645,039	-
（2）未払費用	958,979	958,979	-
負債計	1,604,019	1,604,019	-

注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目（1）預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収投資助言報酬

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目（1）未払金、（2）未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、当社が運用を委託している信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。未収投資助言報酬は、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	7,169,735	7,169,735	-
(2) 未収委託者報酬	1,337,973	1,337,973	-
(3) 未収投資助言報酬	17,560	17,560	-
資産計	8,525,269	8,525,269	-
(1) 未払金	961,379	961,379	-
(2) 未払費用	840,730	840,730	-
負債計	1,802,110	1,802,110	-

注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(スtock・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

(追加情報)

当会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）

及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1) セグメント情報

当会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社の報告セグメントは、投資信託・助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（２）関連情報

当会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（３）報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（４）報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（５）報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
千円	千円
繰延税金資産	繰延税金資産
減価償却の償却超過額	減価償却の償却超過額
退職給付引当金及び役員退職	退職給付引当金及び役員退職
慰労金損金算入限度超過額	慰労金損金算入限度超過額
未払費用否認	未払金否認
賞与引当金否認	未払費用否認
長期未払金否認	賞与引当金否認
貸倒引当金否認	未払事業税等
未払事業税等	前払費用
前払費用	繰延税金資産小計
繰延税金資産小計	評価性引当額
評価性引当額	繰延税金資産の合計
繰延税金資産の合計	
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
%	%
法定実効税率	法定実効税率
（調整）	（調整）
評価性引当額	評価性引当額
住民税均等割	住民税均等割
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率

（関連当事者との取引）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	22,494百万香港ドル	銀行業	間接100%	資金の預金	*1 資金の預入		預金	4,234,934
							*2 支払手数料	42,844	未払金	9,319
							*3 諸経費	29,611		

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行なっておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 当該預金は定期預金1,005,246千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。

*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*3 当該会社とのサービス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	事務委託	29,961	未払費用	16,830
同一の親会社を持つ会社	Halbis Capital Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	17,800千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	86,851	未払費用	4,261
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	30,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約、役員の兼任	事務委託	24,768	未払費用	10,888
							*1 支払投資運用報酬	13,849		
同一の親会社を持つ会社	Halbis Capital Management (HK) Ltd	香港	5,000千香港ドル	投資運用業	なし	投資運用契約、役員の兼任	*1 支払投資運用報酬	874,821	未払費用	244,962
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd	香港	6,000千香港ドル	投資運用業	なし	投資運用契約、役員の兼任	共通発生経費立替分	27,757	未収収益	7,748
							*1 支払投資運用報酬	635	未払費用	-
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management SA	フランス パリ	3,387千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約	マネージメントフィー	1,156	未収収益	-
							*1 支払投資運用報酬	75,055	未払費用	34,993

同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,284百万 ブラジル レアル	銀行業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	872,058	未払費用	572,322
-------------	---------------------	------	------------------------	-----	----	------------	-----------------	---------	------	---------

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	22,494百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	資金の 預金・ 販売委 託契約 ・事務 委託 役員の 兼任	*1 資金 の預入		預金	7,132,716
							*2 支払 手数料	101,960	未払金	80,178
							*3 事務 委託	118,080		
							人件費等	94,650		

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 当該預金は定期預金1,005,246千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。

*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

*4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	事務委託	46,011	未払費用	38,148
同一の親会社を持つ会社	Halbis Capital Management (UK) Ltd *4	英国 ロンドン	17,800千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	68,252	未払費用	-
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用 契約	事務委託	27,925	未払費用	178,425
							*1 支払投資 運用報酬	225,313		

同一の親会社を持つ会社	Halbis Capital Management (HK)Ltd *5	香港	5,000千香港ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	749,164	未払費用	40,132
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd *6	香港	6,000千香港ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	共通発生経費立替分	3,430	未収収益	-
							*1 支払投資運用報酬	4,350	未払費用	-
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management SA	フランスパリ	3,387千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約	マネジメントフィー	989	未収収益	-
							*1 支払投資運用報酬	65,894	未払費用	29,379
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万ブラジルレアル	銀行業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	1,633,381	未払費用	505,489
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国ロンドン	35,621千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	23,964	未払費用	4,126
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *7	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託	*3 事務委託	9,769	未払金	337,020
							人件費・事務所賃借料等	941,898		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *8	英国ロンドン	119百万ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託、役員の兼任	*2 支払手数料	12,598	未払金	10,849
							*3 事務委託	13,265		
							人件費等	25,751		

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 Halbis Capital Management (UK) Ltd.は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (UK) Ltd.に、平成23年1月1日付けで統合されました。
- *5 Halbis Capital Management (HK)Ltd.は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (HK) Ltd.に、平成23年1月1日付けで統合されました。
- *6 Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd. は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (HK) Ltd.に、平成23年3月1日付けで統合されました。
- *7 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。
- *8 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
1株当たり純資産額 1,629,411.21円	1株当たり純資産額 2,687,032.35円
1株当たり当期純利益 367,179.22円	1株当たり当期純利益 1,057,621.14円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
当期純利益（千円）	1,414,374	2,221,004
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,414,374	2,221,004
普通株式の期中平均株式数（株）	3,852	2,100

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

< 中間財務諸表 >

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
資産の部	
流動資産	
預金	6,350,297
前払費用	5,318
未収入金	20,949
未収委託者報酬	2,332,745
未収投資助言報酬	15,509
繰延税金資産	164,548
流動資産計	8,889,369
固定資産	
有形固定資産	*1
建物附属設備	23,466
器具備品	5,418
有形固定資産計	28,884
無形固定資産	
商標権	941
無形固定資産計	941
投資その他の資産	
敷金	34,432
繰延税金資産	12,757
投資その他の資産計	47,190
固定資産計	77,016
資産合計	8,966,385
負債の部	
流動負債	
預り金	148
未払金	*4 1,019,970
未払費用	631,531
未払消費税等	*2 26,452
未払法人税等	568,139
賞与引当金	223,489
流動負債計	2,469,731
固定負債	
役員退職慰労引当金	26,533
固定負債計	26,533
負債合計	2,496,264
純資産の部	
株主資本	
資本金	495,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	5,975,121
利益剰余金合計	5,975,121
株主資本合計	6,470,121
純資産合計	6,470,121
負債・純資産合計	8,966,385

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		6,007,488
投資助言報酬		39,342
営業収益計		6,046,830
営業費用		
支払手数料		2,537,286
広告宣伝費		11,028
調査費		
調査費		12,051
委託調査費		1,114,166
調査費計		1,126,217
委託計算費		62,910
営業雑費		
通信費		10,913
印刷費		77,555
協会費		3,961
諸会費		400
営業雑費計		92,830
営業費用計		3,830,274
一般管理費		
給料		
役員報酬		34,374
給料・手当	*1	390,894
賞与		12,658
賞与引当金繰入額		136,159
給料計		574,086
交際費		2,576
旅費交通費		12,299
租税公課		7,771
不動産賃借料		27,354
役員退職慰労引当金繰入		1,860
固定資産減価償却費	*2	6,141
弁護士費用等		23,969
事務委託費		117,188
保険料		3,562
諸経費		35,320
一般管理費計		812,130
営業利益		1,404,425
営業外収益		
受取利息		1
雑収入		161
営業外収益計		162

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）
営業外費用	
為替差損	494
雑損失	39
営業外費用計	533
経常利益	1,404,053
税引前中間純利益	1,404,053
法人税、住民税及び事業税	560,506
法人税等調整額	16,194
中間純利益	827,353

（ 3 ） 中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）
株主資本	
資本金	
当期首残高	495,000
当中間期末残高	495,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	5,147,767
当中間期変動額	
中間純利益	827,353
当中間期変動額合計	827,353
当中間期末残高	5,975,121
株主資本合計	
当期首残高	5,642,767
当中間期変動額	
中間純利益	827,353
当中間期変動額合計	827,353
当中間期末残高	6,470,121
純資産合計	
当期首残高	5,642,767
当中間期変動額	
中間純利益	827,353
当中間期変動額合計	827,353
当中間期末残高	6,470,121

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 [自]平成23年4月 1日 [至]平成23年9月30日
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 5年 器具備品 3～5年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 商標権 10年
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基き当中間会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4 その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（追加情報）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

建物附属設備	17,682千円
器具備品	11,717千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行である香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は以下の通りであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	- "
差引借入未実行残高	1,000,000 "

4 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間
[自]平成23年4月 1日
[至]平成23年9月30日

1 給料・手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額30,531千円が含まれております。

2 減価償却費は以下の通りであります。

有形固定資産	6,091千円
無形固定資産	50千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増 加	減 少	当中間会計 期間末
普通株式	2,100	-	-	2,100

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	6,350,297	6,350,297	-
（２）未収委託者報酬	2,332,745	2,332,745	-
（３）未収投資助言報酬	15,509	15,509	-
資産計	8,698,552	8,698,552	-
（１）未払金	1,019,970	1,019,970	-
（２）未払費用	631,531	631,531	-
負債計	1,651,502	1,651,502	-

注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 （１）預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 （１）未払金、（２）未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

（１）セグメント情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社の報告セグメントは、投資信託・助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（２）関連情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

１．サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（３）報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（４）報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（５）報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（一株当たり情報）

当中間会計期間 [自]平成23年4月 1日 [至]平成23年9月30日	
1株当たり純資産額	3,081,010.04円
1株当たり中間純利益金額	393,977.68円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間 [自]平成23年4月 1日 [至]平成23年9月30日
中間純利益（千円）	827,353
普通株式に係る中間純利益（千円）	827,353
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式の期中平均株式数（株）	2,100

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：株式会社りそな銀行

資本金の額：279,928百万円（平成23年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社

名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成23年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
いちよし証券株式会社	14,577百万円 （平成23年3月末現在）	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 （平成23年3月末現在）	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円 （平成23年3月末現在）	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円 （平成23年3月末現在）	
高木証券株式会社	11,069百万円 （平成23年3月末現在）	
山形証券株式会社	100百万円 （平成23年3月末現在）	
楽天証券株式会社	7,495百万円 （平成23年3月末現在）	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円 （平成23年3月末現在）	銀行法に基づき銀行業を営 んでいます。
ザ・ホンコン・アンド・シャ ンハイ・バンキング・コーポ レイション・リミテッド	224億9,396万8,235香港ドル 125億3,350万米ドル（注） （平成22年12月末現在）	

（注）ザ・ホンコン・アンド・シャanghai・バンキング・コーポレイション・リミテッドの資本金の額は、自己資本の額です。

(3) 投資顧問会社（運用委託先）

名 称：H S B C グローバル・アセット・マネジメント（U K ）リミテッド

資本金の額：35百万英ポンド（平成22年12月末現在）

事業の内容：H S B C グループの英国籍の会社であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に附帯する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

（２）販売会社

当ファンドの募集・販売業務、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払い等に関する事務等を行います。

（３）投資顧問会社（運用委託先）

委託会社よりマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注を行います。

3【資本関係】

委託会社と販売会社であるザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドおよび投資顧問会社であるH S B C グローバル・アセット・マネジメント（U K ）

リミテッドは、H S B C ホールディングスplc（英国）の実質的な子会社です。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

書類名	提出年月日
半期報告書	平成23年12月22日
有価証券届出書の訂正届出書	平成23年 4月 1日
	平成23年 9月 5日
	平成23年10月 5日
	平成23年12月22日

独立監査人の監査報告書

平成24年4月20日

H S B C 投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「H S B C ニューリーダーズ株式オープン」の平成23年3月25日から平成24年2月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「H S B C ニューリーダーズ株式オープン」の平成24年2月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

H S B C 投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月15日

H S B C 投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月9日

H S B C 投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

H S B C 投信株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社
員 公認会計士 安 藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。